

令和7年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年8月27日（水）

## 令和7年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和7年8月27日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 F会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第43号 非農地証明願について
- 第4 議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第5 議案第45号 茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について
- 第6 報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分  
の報告について
- 第7 報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第8 報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第9 報告第24号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につい  
て

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
<del>7 番</del>	<del>吉田</del>	<del>恵子</del>	<del>君</del>	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 4	内田	信行	君

欠席委員 7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	松澤	一樹	君

午後 2 時11分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 8 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、7 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12番朝倉直芳委員、13番村越重芳委員以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第41号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたしますが、1 番案件が出席委員の審議案件となっており、また、出席委員が申請の代理をしていることから、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時13分休憩

(本人案件のため当該委員退室)

---

午後 2 時14分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第41号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。9 番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第41号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 8 月14日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、田、1,088㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、水稻を作付けする予定です。

労働力につきましては、代表取締役52歳、従事日数350日、専業、常時雇用・臨時雇用合わせて21人でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件は、譲受人が法人である所有権移転であることから、譲受人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たさなければなりません。

その要件としましては、法人形態要件、事業内容要件、議決権要件、役員要件の4つがありますが、その4つの要件をすべて満たす必要があります。

本案件の譲受人である法人は、その4つの要件をすべて満たしていることから申請に至ったものです。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時16分休憩

（当該委員入室）

---

午後2時17分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第2、議案第42号、農

地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。8番原田委員より報告をお願いいたします。

○8番（原田勝幸君） 議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和7年8月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、1,064㎡でございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、出入口のみコンクリート打ち、その他の敷地内は全面砂利敷とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、単管パイプとガード鋼板横張にて土留めを新設する計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件は、令和7年第2回総会の議案第7号において、ご審議いただきましたが、借地面積の計画縮小を理由として、令和7年第6回総会において、取下げの報告をしました事案に関連するものです。

当初の申請においては、面積が2,720㎡でしたが、今回、譲受人、譲渡人、申請目的等に変更は無く、計画縮小したことにより借地面積を1,064㎡として申請したものとなります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第43号、非農地証明願について、1番案件及び2

番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

1番案件は、8番原田委員、2番案件は、9番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

はじめに、8番原田委員より報告をお願いいたします。

○8番（原田勝幸君） 議案第43号、非農地証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年8月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目田、19㎡でございます。

当該地は、10年以上前から宅地の一部となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、9番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9番（廣瀬正実君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和7年8月14日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、19㎡でございます。

当該地は、10年以上前から宅地の一部となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 申請者の住所地番と申請地の所在地番が違いますが、申請者がこの申請地に住んでいる訳では無いということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請者の住所は、現住所を記載してもらいますので、申請地には住民票は置いていないということになります。

○12番（朝倉直芳君） それでは、この住宅敷地には、誰が住んでいるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 住んでいるのが誰なのかということでは無くて、あくまでも、現況を見て判断をして、証明をするものになります。

○12番（朝倉直芳君） 実際、住んでいるには住んでいるのだけれど、誰が住んでいても構わないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 例えば、その場所を貸している等の場合があります。

現況が農地では無くて、農地として10年以上利用されていないとか、違反の指導を受けていないとか、いくつかの要件がありますが、県の指針を満たしていれば、証明することは可能となります。当然、皆様のご審議をいただいた結果に基づくものということにはなりません。

○12番（朝倉直芳君） 申請者は、地権者なんですよ。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。登記簿を提出していただきますので、その方が申請していただくということになります。

○12番（朝倉直芳君） 別の場所に住んでいても、地権者として申請ができるということですね。

○局長補佐（松澤一樹君） そのとおりとなります。

○12番（朝倉直芳君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第43号、非農地証明願について、1番案件及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第

19条第3項による意見聴取について、1番案件から12番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後に一括して行います。

1番案件及び2番案件については、区域4内田委員より、3番案件から10番案件までについては、区域3三橋委員より、11番案件については、区域1市川委員より、12番案件については、区域2生川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、567㎡のうち330㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計311㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、3番から10番案件までをご報告いたします。

～3番案件から10番案件までについて内容を説明～

3番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計392㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、4番案件の農地は、1筆、現況田、1,342㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとなり、5年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、5番案件の農地は、2筆、いずれも現況田、合計2,000㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、4番案件と同様です。

続いて、6番案件の農地は、1筆、現況田、1,545㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、4番案件と同様です。

続いて、7番案件の農地は、1筆、現況田、1,043㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、4番案件と同様です。

続いて、8番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計530㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

続いて、9番案件の農地は、1筆、現況畑、998㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

続いて、10番案件の農地は、1筆、現況畑、542㎡でございます。

借り手、権利の存続期間、権利の種類は、8番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、11番案件をご報告いたします。

～11番案件について内容を説明～

11番案件の農地は、1筆、現況田、933㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、生川委員より、報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、12番案件をご報告いたします。

～12番案件について内容を説明～

12番案件の農地は、8筆、現況畑、合計1,266㎡でございます。

権利の存続期間は、令和7年11月1日から令和10年10月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 8番案件及び10番案件について、借り手の方は、今年度より営農を始める新規就農者の方となります。ご本人の計画では、なす、パクチー、オクラ、タマネギ等を作付けする予定となっております。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第44号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から12番案件までを報告のとおり、承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第45号、茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について、を上程いたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 議案第45号、茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明いたします。

本案件は、農業委員会より都市計画審議会委員に推薦しておりました朝倉委員の審議会委員としての任期が、本年8月7日に満了したことに伴い、引き続き、茅ヶ崎市長より委員1名の推薦依頼があったため、提案するものでございます。

都市計画審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項に関して、市長からの諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する機関でございます。

任期につきましては、令和9年8月7日まででございます。

なお、都市計画審議会委員は、農業委員を推薦するよう要請がございましたので、今回、農地利用最適化推進委員は対象となりませんのでご了承ください。

事務局からは以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局より説明がありましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○8番（原田勝幸君） 任期が終わってから、新しい委員を選出するのでは無いのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 都市計画審議会委員は、農業委員として選出することになります。来年に、農業委員の改選がありますので、同じ農業委員の方であれば継続してやっていただくこともあるかもしれませんが、次の改選で、もし農業委員をやらないということになりましたら新たな農業委員の方を選出することになります。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認めます。

次に、選出方法について、ご意見ございませんか。

選出方法について、特にご意見がないようでしたら、事務局からの説明を踏まえ、どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。

（「会長一任」）

○議長（齋藤和子君） 会長一任の声をいただきましたので、これまでの実績等を鑑み、茅ヶ崎市都市計画審議会委員には、引き続き、朝倉委員を推薦いたしたいと思いますが、ご意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第45号、茅ヶ崎市都市計画審議会委員の推薦について、朝倉委員を推薦することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、報告第21号、農地法第3条の3の規定による農地等の

権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第7、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第24号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第21号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書7ページのとおり、1件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書8ページのとおり、1番案件から10番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、墓地敷地、住宅敷地、駐車場敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページから10ページまで、1番案件から12番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、道路敷地、介護施設敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第24号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は11ページになります。

本案件は、農地法第18条第6項に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申

入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから合意解約の通知を受けた案件となります。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の合意解約の合意が成立した日は、令和 7 年 7 月 15 日でございます。

なお、借り手につきましては、令和 5 年 12 月以降いらっしゃいませんでした。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

○12番（朝倉直芳君） 報告第24号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてですが、令和5年12月以前には、借り手がいたのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、いらっしゃいましたが、令和5年12月6日に、当時は、農業公社ですが農業公社と借り手の方とで合意解約が行われました。それ以降は、地権者としては、農業会議に貸してはいますが、農業会議から貸し出す、実際にその農地の担い手になる方がいらっしゃらなかったということです。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第21号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第24号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時48分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員